



草加市人権施策推進計画 概要版

令和8年度(2026年度) ~ 令和13年度(2031年度)

第1章 計画の策定にあたって

人権とは

人権とは、人がひとらしく幸せに生きていくための権利で、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。この権利は、日本国憲法によってすべての国民に保障されています。

計画策定の趣旨

草加市では人権施策推進基本方針を策定し、各種の人権施策に取り組んできましたが、依然として女性やこども、高齢者、障がいのある人、同和問題(部落差別)、外国人等に関わる多くの人権課題が存在します。また、新たな人権課題や社会情勢の変化に対応する必要も生じたことから、草加市の最上位計画である第四次草加市総合振興計画の分野別計画として、草加市人権施策推進計画を策定します。

計画策定の背景と課題

人類は20世紀に二度の世界大戦により多くの尊い人命が奪われ、平和の大切さを学びました。しかしながら今もなお、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻やパレスチナのイスラム組織ハマスへの襲撃とそれに対するイスラエル軍の応戦など、罪のないこどもを含む多くの市民が巻き込まれ、尊い命が失われている現状が世界各国で存在しています。

近年、社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめなどの人権課題が生じています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、感染者や医療従事者やその家族、外国人に対する差別や誹謗中傷など心無い言動が広がりました。また、インターネット上の誹謗中傷等、違法・有害情報の流通の問題も起きています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動、性的マイノリティの人々の人権課題など、様々な市民の人権に関わる課題があります。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」に取り組む上でも、人権尊重は重要になっています。

草加市では2020年6月に「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、「差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現」「多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現」に向けて各種の人権施策を推進しています。

持続可能な開発目標(SDGs)との関連性

本市では、令和6年(2024年)5月23日に「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に認定され、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」と、草加市の「たれもか幸せなまち」を軸に、市民や教育機関、事業所、団体の方々と力を合わせて持続可能なまちづくりを進めています。



草加市の現状～人権に関する市民意識調査

Q あなたはどの人権問題に関心がありますか？

A

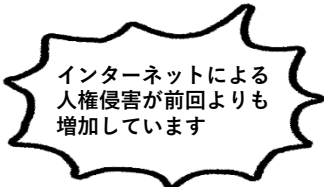
1位 インターネットによる人権侵害

2位 女性に関する人権

3位 子どもに関する人権

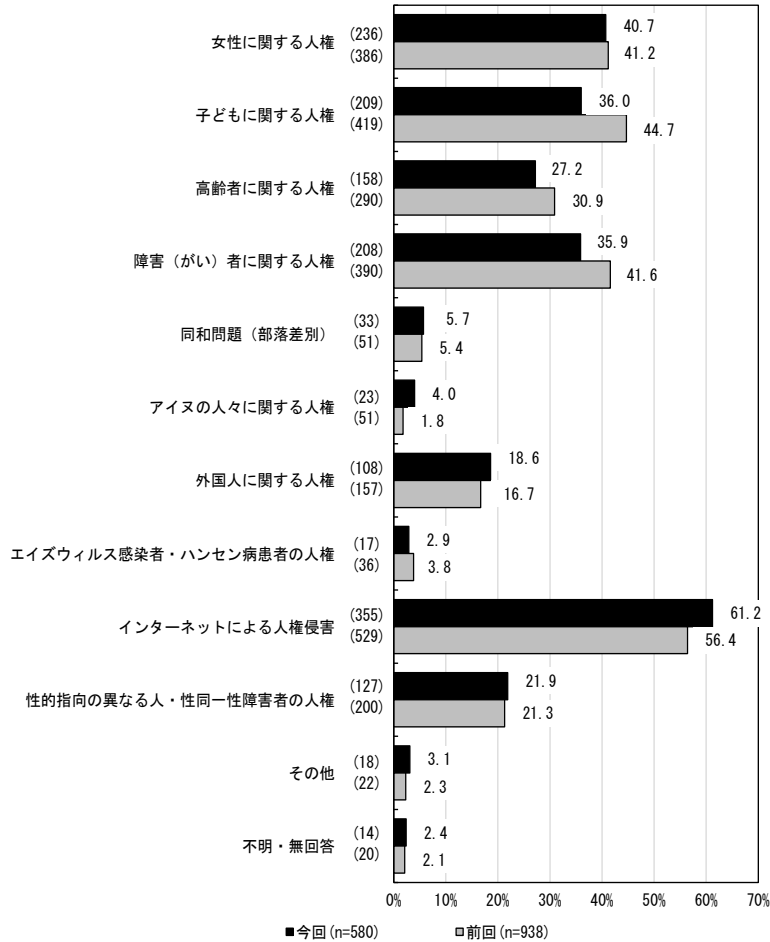
4位 障がい者に関する人権

5位 高齢者に関する人権



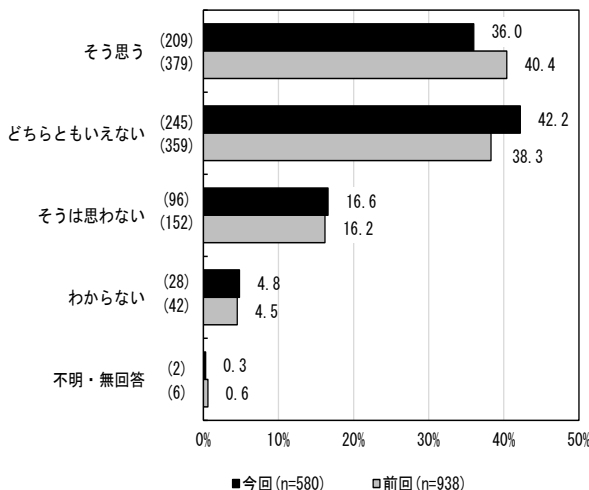
インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害で、特に問題があるのは、他人の身元を暴いたり、誹謗中傷をする表現を掲載することが最も多く、次いで、個人情報流出していること、出会い系サイトやSNSなどが犯罪を誘発する場となっていることが続いています。



令和6年度北足立郡市町同和对策推進協議会「人権意識調査」結果(抜粋)

Q 今の日本は「基本的人権」が尊重されている社会か？



差別や偏見をなくすには

本市はこれまで、人権施策推進基本方針・人権施策推進基本方針の実施計画に基づき、人権教育や人権意識の普及を進めてきました。

偏見や差別の要因は、知識不足からくる誤解や一方的な決め付け、異質なものを排除する心理、異なる価値観の否定、固定化した概念などが考えられます。

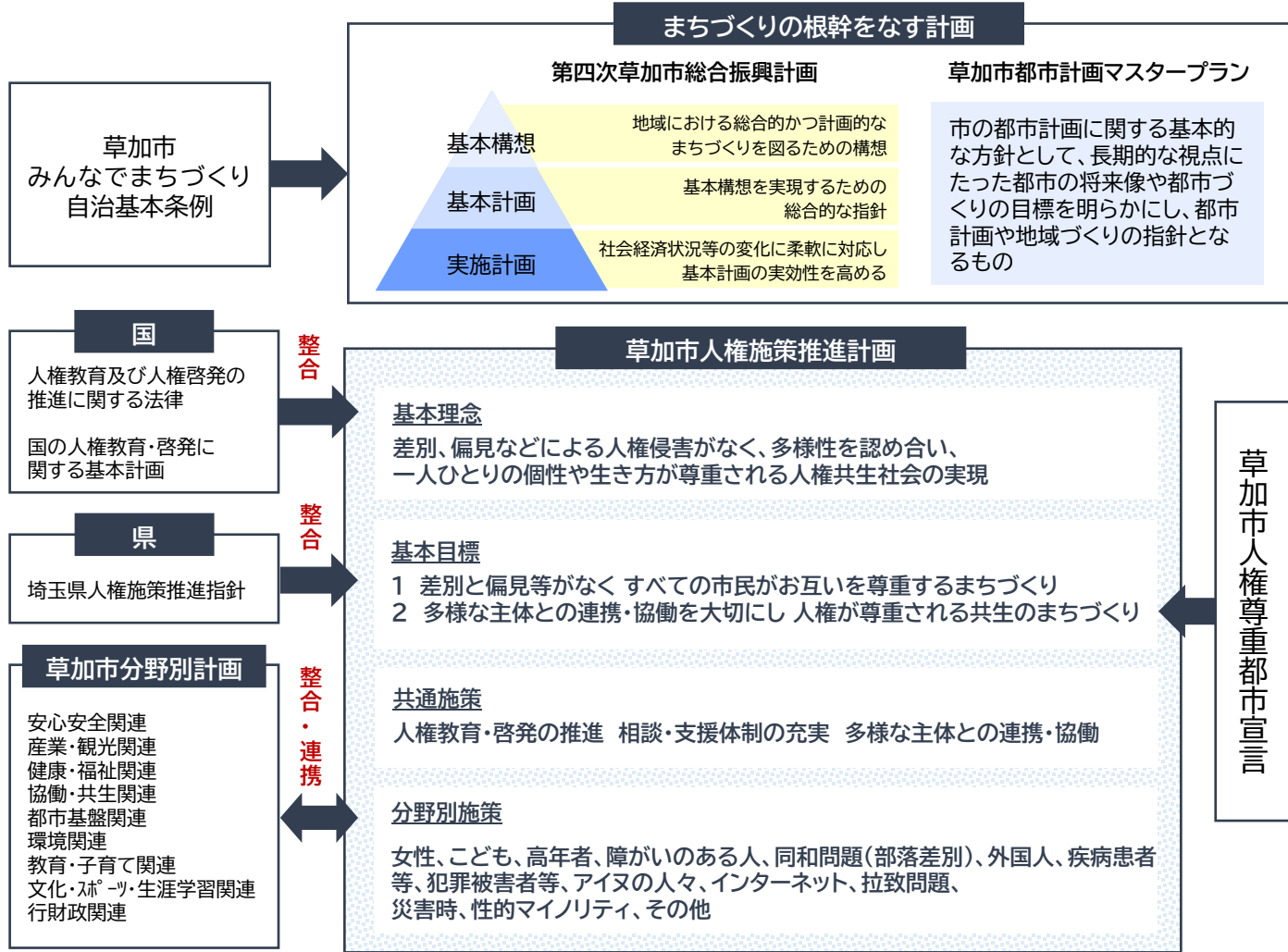
差別や偏見をなくすためには、正しい知識を身に着けるための教育や相互理解、環境整備等が重要であると考えられています。

第2章

計画の基本的な考え方

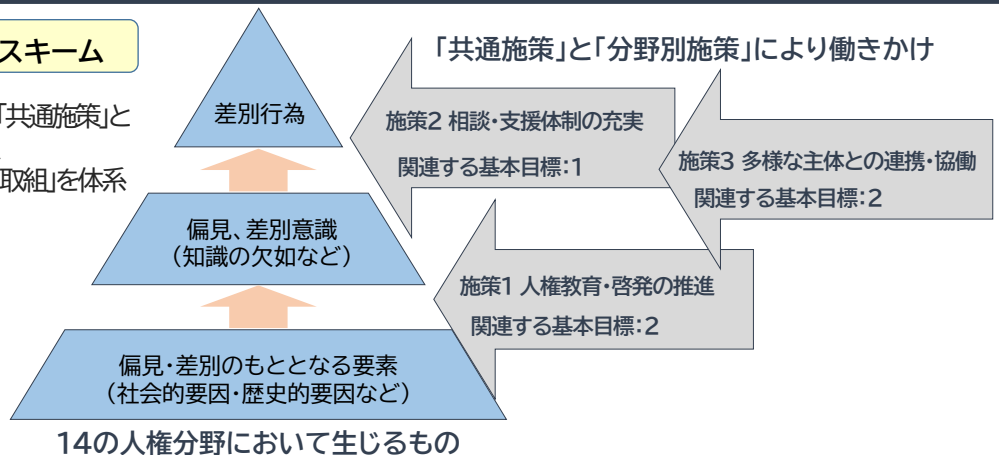
本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条に基づく人権教育及び人権啓発に関する施策として策定し、人権施策の推進や方向性を定め、第四次総合振興計画の分野別計画として位置付けます。

本計画は、草加市のあらゆる行政分野にまたがる基盤としての性格を有しており、あらゆる施策・事業について、人権尊重の視点をもって推進するための基本姿勢を示すとともに、草加市における人権施策の取組の全体像を明らかにするものです。



人権施策推進計画の推進スキーム

人権課題の解決に向けて、3つの「共通施策」と14の「分野別施策」で構成される、17の施策と、これらに係る「事業・取組」を体系的に整理します。



第3章

人権課題への取組

■共通施策

基本理念の実現に向け、様々な人権課題に共通する施策として、市民一人ひとりが人権課題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、人権課題の本質を正しく理解することにより差別や偏見をなくすために取組めます。

施策1 人権教育・啓発の推進

人権教育

基本的人権の精神が正しく身に付くよう、市民・職員の人権への理解と意識・感性の向上を目指し、社会教育や学校教育を通じて推進します。

人権啓発

人権尊重思想の普及と、市民一人ひとりの人権問題への理解と認識を深めるため、家庭、地域、学校、職場等での啓発活動に取り組みます。

施策の方向性

行政や学校、家庭、地域の様々な団体、企業等において、人権を尊重する意識や様々な人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図り、取組等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進し、必要に応じた情報提供等を行うことで、人権課題の解決に向けた市民の主体的な取組を促します。

施策2 相談・支援体制の充実

人権侵害に関わる問題が起きた時には、相談と救済が適切に受けられることが必要です。人権を侵害されている人々への相談体制・救済の仕組みの構築と、自立のための支援を図ります。

施策の方向性

市民一人ひとりの人権が尊重され、必要な支援が受けられるよう、相談体制の充実と相談窓口の連携を強化するとともに、広報紙・ホームページ等を通じて、各種相談窓口等の必要な情報を相談者に提供します。

施策3 多様な主体との連携・協働

人権尊重のまちづくりを推進するためには、社会全体が人権施策に参画し、主体的な取組を広げていくことが必要です。NPOや弁護士会等の関係団体や国・県・近隣自治体等の関係機関との連携・協働を一層推進します。

施策の方向性

多様な主体との連携・協働を大切にし、人権が尊重される共生のまちづくりを進めるため、行政や関係機関等が緊密な連携を図るとともに、市民や企業、NPO等の自主的、主体的な活動が各方面で芽生えるよう、あらゆる機会を通じて情報の提供など必要な支援を行います。

- 女性
- 障がいのある人
- 感染症患者等
- インターネット等による
- 性的マイノリティ
- 子ども
- 同和問題(部落差別)
- 犯罪被害者とその家族
- 人権侵害
- 様々な人権課題
- 高齢者
- 外国人
- アイヌの人々
- 北朝鮮当局による拉致問題

■分野別施策

複雑かつ多様な人権課題に対するため、人権尊重を基本とした市政の運営が各分野の事業においても必要となっています。人権問題を考える上では、共通施策だけではなく、各分野別施策についても、共通する問題を横断的にとらえていくことが大切です。

女性

女性の地位向上のための法制度の整備や様々な施策が実施され、ジェンダー主流化が進んでいます。しかし、依然として家庭や職場での男女間格差や女性への暴力、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

すべての人が性別にかかわらず家庭、地域、学校、職場等あらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民及び事業者が一体となり計画的に取組を推進することが求められています。

施策の方向性

性別にかかわらず、すべての個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進

主な取組

- ・男女共同参画の推進
- ・女性の創業支援
- ・男女共同参画社会を実現するための意識啓発・支援

子ども

児童虐待やいじめ、子どもの貧困、子どもや若者の居場所づくり、体罰や子どもの自死をめぐる問題、ヤングケアラーや医療的ケア児への支援など、子どもをめぐる課題が多くあります。草加市子どもプランに基づき、子どもまんなかそうかの

の視点を中心としながら、家庭・学校・地域社会が互いに連携を図り、それぞれの機能を十分発揮しながら、子どもの人権尊重と人権擁護の取組を推進し、適切に対応することが求められています。

施策の方向性

社会全体が一体となって未来を担う子どもたちの人権を尊重し、子どもの育成、児童虐待やいじめなどの防止、家庭や地域での啓発活動や青少年健全育成のための取組の推進

主な取組

- ・子どもの人権尊重
- ・子育て支援
- ・子どもがいいきと成長できる環境の整備
- ・いじめの防止

高齢者

本市の総人口は、令和12年をピークに減少に転じる見込みですが、65歳以上の高齢者人口は増加し、令和22年には高齢化率が29%に達すると見込まれています。すべての人が支え合い住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせる

まちの実現に向け、全ての高齢者の人権が守られ、尊厳ある暮らしを送ることができるよう、人権の視点をもって各取組を推進するとともに、これらの取組や制度の周知に努める必要があります。

施策の方向性

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者の権利を擁護するなど、高齢者の人権を尊重した取組の推進

主な取組

- ・社会参加の促進
- ・健康づくりの推進
- ・生きがい活動の促進
- ・高齢者の人権擁護の推進

第3章

人権課題への取組

障がいのある人

合理的配慮の実施等を盛り込んだ「障害者差別解消法」に基づいて、障がい者の権利実現に向けた取組が進められています。しかし、誤解や偏見により障がい者が今なお多くの生きづらさを抱えています。障がいも障がいのある人にある

のではなく、社会の側にこそあるという「社会モデル」の視点を持つことが必要です。障がいのある人もない人もお互いを尊重しながら共に支えあう、自立と共生の地域社会の実現を目指す必要があります。

施策の方向性 障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、地域でいきいきと安全で安心して暮らし続けられる総合的かつ計画的な取組の推進

主な取組

・社会参加の促進(啓発・支援) ・雇用対策の促進 ・在宅支援サービスの拡充 ・福祉と人権擁護の推進

同和問題(部落差別)

教育、就労などの生活課題をはじめ、身元調査を目的とした戸籍等の不正取得、インターネットへの差別的書き込みや地区の特定などにより、今も当事者が苦しめられています。部落差別解消推進法では、現在もなお部落差別が存在し、情報

化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化を踏まえ、部落差別は許されないものとの認識が示されています。同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消が重要です。

施策の方向性 差別意識の解消に向け、部落差別解消推進法の趣旨や目的を踏まえ、部落差別(同和問題)に対する正しい理解と認識を深めるための人権教育・啓発活動の推進

主な取組

・学校同和教育の推進 ・啓発の充実 ・社会同和教育の推進 ・研修の充実

外国人

市民の4%が外国人となっており、出身地も88の国・地域と多様化しています。異なる言語や習慣、文化等への理解不足や、就労や住宅、教育、結婚等の社会生活において差別的な待遇を受ける等、様々な人権課題が生じています。

外国人と日本人が互いに理解を深め、国籍、言語、文化、宗教、生活習慣等が異なる人々と多様性を認め合いながら、互いに尊重し、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取組が必要です。

施策の方向性 国籍や文化、民族による偏見や差別をなくすため、国籍を超えて言語、文化、習慣の違いをお互いに理解し、すべての市民が地域で共生し安心して暮らせる多文化共生社会に向けた取組の推進

主な取組

・多文化共生まちづくりの推進 ・国際理解啓発の推進

- 女性
- 障がいのある人
- 感染症患者等
- インターネット等による
- 性的マイノリティ
- 子ども
- 同和問題(部落差別)
- 犯罪被害者とその家族
- 人権侵害
- 様々な人権課題
- 高齢者
- 外国人
- アイヌの人々
- 北朝鮮当局による拉致問題

感染症患者等

感染症や疾病にかかっている人の中には、感染症に対する誤った知識や理解の不十分さなどによる差別や偏見により、家族も含めて苦しんでいる人が少なくありません。新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、患者や医療従事者

等への誹謗や中傷など様々な人権問題が発生しました。感染症・疾病患者等の人権が守られるよう、正しい知識の普及や理解の促進など、偏見や差別を解消するための取組が重要です。

施策の方向性 市民が安心して適切な医療を受けることができ、感染症・疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会に向けた取組の推進

主な取組
・正しい知識の普及啓発と感染予防

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的にも経済的にも様々な打撃を受け、日常生活上の様々な困難に直面しています。また、周囲の無理解や配慮に欠けた言動により平穏が脅かされることがあります。」

被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう支援を行うとともに、被害者等が置かれている状況や心情について市民の理解の促進が必要です。草加市犯罪被害者等支援条例に基づく支援や啓発事業などの施策を推進します。

施策の方向性 関係機関・団体と連携した、本人やその家族への偏見や差別の解消に向けた取組の推進

主な取組
・犯罪被害者支援総合的対応窓口の強化
・犯罪被害者等への理解を深めるための啓発

アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユークラなど多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降の同化施策等により、文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

市民一人ひとりがアイヌの歴史・伝統・文化等について正しく理解し、アイヌの人々の人権を尊重することが、差別や偏見の解消につながります。アイヌの人々と共生できる社会づくりに向けた取組が必要です。

施策の方向性 様々な固有の歴史・文化・伝統を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるため、ポスターやパンフレット等の媒体を活用した人権意識の普及・啓発の推進

主な取組
・人権尊重意識の普及啓発

第3章

人権課題への取組

インターネット等による人権侵害

インターネットの普及により利便性が增大する一方で、他人の誹謗中傷や侮辱、特定個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や、外国人、障がいのある人に関する差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっています。

インターネットの特性をよく理解し、人権に配慮した利用を心掛けることが大切です。インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民・事業者等への様々な機会を通じた啓発が重要です。

施策の方向性 インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民・事業者等にも様々な機会を通じた啓発の推進

主な取組
・情報モラル教育の推進
・啓発の充実

北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であり、重大な人権侵害です。北朝鮮に残された被害者たちは、今なお帰国できずに拉致されたままです。拉致問題の解決には、国内世論や国際世論の後押しが重要であるとの

観点から、多くの市民が関心を持ち続け、認識を深めるために、正しい知識の普及と理解促進に努める必要があります。

施策の方向性 拉致問題を風化させることのないよう、引き続き、正しい知識の普及を図るための人権教育・人権啓発の取組の推進

主な取組
・啓発活動の推進
・学校教育の推進

災害時における人権問題

避難生活の中では、プライバシーが守られにくいことその他に、高齢者や障がいのある人、性的少数者、女性などの要配慮者や避難行動要支援者に対する十分な配慮が行き届かないことや、長期化する避難生活のストレスから暴力や虐待など

の人権侵害も問題となっています。女性を含む様々な人々の避難所運営への参画を推進するとともに、誰もが等しく良好な生活環境を確保できるよう配慮した運営体制の整備に向けた施策の推進が必要です。

施策の方向性 避難生活における安心・安全の確保、要配慮者や避難行動要支援者に配慮した避難支援体制の整備に向けた取組の推進

主な取組
・要配慮者・避難行動支援者への支援対策

- 女性
- 障がいのある人
- 感染症患者等
- インターネット等による
- 性的マイノリティ
- 子ども
- 同和問題(部落差別)
- 犯罪被害者とその家族
- 人権侵害
- 様々な人権課題
- 高齢者
- 外国人
- アイヌの人々
- 北朝鮮当局による拉致問題

性的マイノリティ

多様な性的指向や性自認(性同一性)について、社会の関心は高まってきているものの、理解はまだ十分に進んでいないため、差別や偏見を恐れ、悩みや生きづらさを抱えている人が多くいます。SOGIという言葉が示すように、誰にでも

性的指向・性自認があり、性のあり方は多様です。性的指向・性自認について正しく理解し、偏見を解消していくための施策を総合的かつ効果的に推進することが必要です。

施策の方向性 性的マイノリティが自分らしくいきいきと生活できるよう、偏見や差別、暮らしの中での困難などを解消するための取組の推進

主な取組
・性的マイノリティへの理解のための啓発・教育の推進

様々な人権課題

多様化・複雑化する現代社会においては、ホームレスの方に対する偏見や差別、ハラスメント、依存症、ひきこもり等、新たな人権課題が発生しています。人権は、社会の変化に伴い多様な広がりを持つことから、新たな動きにも目を向けて、

一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて人権教育や人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めることが求められます。

施策の方向性 関係機関・団体と連携し、本人やその家族への偏見や差別の解消に向けた取組の推進

主な取組
・正しい理解の普及
・偏見や差別意識の払拭と基本的人権の尊重

第4章

人権施策推進体制

市の推進体制

全庁的推進組織として「草加市人権施策推進会議」を設置し、庁内各部署間で緊密に連携しながら、人権教育、人権研修、相談・救済等を総合的に推進します。また、「草加市人権推進審議会」において、知識経験者や市民代表者と意見交換を行い、助言・意見を施策に反映していきます。

関係団体・関係機関

人権問題の解決のためには、行政だけでなく、市民・地域団体・事業者を含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。地域には、市民により近い立場の人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司などの社会的に重要な役割を担っている方々や、市民団体等の豊富な人材と組織、また、地域の教育や福祉に関わるネットワーク等が存在しています。

草加市は、市民・地域団体・事業者を対象とした人権教育・啓発や、自主的な取組を支援するとともに、連携・協働を図り、ともに人権教育・啓発を推進します。

進行管理

本計画の基本理念と基本目標を実現するため、新しい人権課題・社会情勢の変化にも柔軟に対応できる運用を行います。また、毎年、事業・取組の状況について実績報告書を作成し、外部の視点からの点検を行う「草加市人権推進審議会」において意見・助言をいただきます。

施策の効果を検証するため、北足立郡14市町の住民を対象とした人権意識調査を定期的実施し、社会情勢の変化等も確認しながら市民意識の把握に努めながら施策を推進します。

草加市人権尊重都市宣言

令和2年6月18日制定

人は生まれながらにして自由で平等な存在として尊重され、誰もが幸せに生きるために、人類普遍の原理である基本的人権を持っています。この基本的人権は日本国憲法で保障され、多様な人権を擁護するため「世界人権宣言」の採択をはじめとした、不断の取組が続けられてきました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在し、多くの人々が悩み、苦しんでいます。

私たち草加市民は、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育の推進を誓い、ここに草加市を「人権都市」とすることを宣言します。

1 私たちは、人がつくりあげた差別は、人の理性と良心によって必ずや解消できることを確信し、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざします。

2 私たちは、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざします。

人権相談窓口

毎日の生活の中で、「これは人権上問題ではないだろうか」と感じたり、よく分からなくて困ったりしたことはありませんか。そのような場合、人権相談をご利用ください。（※ 相談は無料で、秘密は固く守られます。）

面接による相談

予約
不要



■ 特設人権相談

人権擁護委員が面接でご相談をお受けします。毎月1回、市役所または市内公共施設で開設します。日時場所はお問合せください。

連絡先

草加市人権共生課

☎ 048-922-0825

草加市人権相談

検索

電話相談



月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

☎ 0570-003-110

子どもの人権110番（全国共通フリーダイヤル）

☎ 0570-070-110

女性の人権ホットライン（全国共通ナビダイヤル）

☎ 0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口 24時間受付

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

※人権擁護委員または法務局職員がご相談をお受けします。
※IP電話からフリーダイヤル・ナビダイヤルの接続はできません。
また、PHSからナビダイヤルへの接続もできません。

犯罪被害者相談

■ 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の相談に応じ、県・県警・民間支援団体がワンストップで支援します。

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

総合対応電話

☎ 0120-735-001

■ 性暴力等犯罪被害専用相談電話 アイリスホットライン

- ・性暴力・性犯罪に遭われた方からの各種相談
- ・医療機関の受信（産婦人科・精神科等）
- ・弁護士による法律相談 ・付添い支援（病院・警察等）

電話相談：24時間365日

面接相談：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

Web(メール)相談受付 オンライン相談・面談（Zoom）

☎ # 8891 または 0120-31-8341

※面接相談・Web相談受付は予約制です。

「草加市人権施策推進計画」は
草加市ホームページからご覧いただけます。

草加市人権施策推進計画

検索

草加市人権施策推進計画（概要版） 令和8年(2026年)3月発行

発行 草加市総合政策部人権共生課

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

☎ 048-922-0825(直通) 📠 048-927-4955 ✉ jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp

